

決 定 書 (写)

再 審 査 申 立 人 九州旅客鉄道株式会社

再 審 査 被 申 立 人 国鉄労働組合

同 国鉄労働組合北九州地区本部

同 国鉄労働組合博多地区本部

同 国鉄労働組合佐賀地区本部

同 国鉄労働組合長崎地区本部

同 A

同 B

同 C

同 D

同 E

主 文

本件初審命令を取り消し、再審査被申立人国鉄労働組合らの救済申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要

- 1 本件は、再審査申立人九州旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）が、再審査被申立人国鉄労働組合（以下「国労」という。）の組合員である再審査被申立人Aら5名（以下「組合員ら」という。）に対し、別表のとおり昭和62年3月16日付けでなした同年4月1日付けの配属発令（以下「本件配属発令」という。）が不当労働行為であるとして、昭和6

2年11月30日、国労、国鉄労働組合門司地方本部（以下「国労門司地方本部」という。）及び組合員らが、福岡県地方労働委員会（以下「福岡県労委」という。）に救済申立てを行った事案である。

初審における請求する救済内容は、組合員らを別表の「会社における原職ないし原職相当職等」欄記載の原職ないし原職相当職等へ復帰させることである。

- 2 会社は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法（以下「改革法」という。）に基づき、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が経営していた旅客鉄道事業のうち、九州地域における事業を承継して設立された会社であり、肩書地に本社を置き、昭和62年4月1日当時の従業員数は約15,000人である。

国労は、昭和22年に国鉄の職員により結成された労働組合であり、改革法に基づく国鉄の分割・民営化後は、それらの分割各社及び日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に勤務する職員によって組織されており、昭和62年4月1日当時の組合員数は約44,000人である。

国労門司地方本部は、国労の下部組織であって、会社の事業地域のうち福岡、佐賀、長崎の各区域の会社勤務者及び清算事業団勤務職員によって組織する労働組合であり、昭和62年4月1日当時の組合員数は約2,500人である。なお、平成9年10月25日、国鉄労働組合九州本部の第13回定期大会において、国労門司地方本部は廃止され、その権限は北九州地区本部、博多地区本部、佐賀地区本部及び長崎地区本部に分割・承継された。

再審査被申立人A、同B、同C、同D及び同Eは、本件初審申立当時、いずれも会社の駅に勤務する者であり、全員国労の組合員である。

- 3 初審福岡県労委は、平成元年8月24日付けで、本件配属発令は労働組

合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、①組合員らに対する本件配属発令を撤回し、同人らを別表の「会社における原職ないし原職相当職等」欄記載の勤務箇所において就労させること、②組合員らを昭和62年4月1日付けで別表の「会社における原職ないし原職相当職等」欄記載の職名にあったものとして取扱うこと等、③上記①に係る文書手交及び文書掲示を命ずる旨を決定し、平成元年10月4日、当事者に初審命令書を交付した。

会社は、これを不服として、初審命令の取消し及び救済申立ての却下を求めて、平成元年10月18日、再審査を申し立てた。

第2 再審査申立て後の経過

1 本件とは別に、新聞等によると、平成2年4月1日付けで清算事業団を解雇された者1,047人のうち、国労所属の組合員らは、平成22年4月現在、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道運輸機構」という。）を相手方として、雇用関係存在確認等を求めて数件の訴訟を提起し、現在、係争中であるが、事件解決に向けて以下のような事態の進展がある。

(1) 平成22年4月9日、与党3党（民主党、社会民主党、国民新党）と公明党（以下「四党」という。）は、上記の1,047名問題について、1人平均約1,560万円、総数910世帯への和解金の支払い、会社を含むJR各社への雇用等を政府が要請することなどを内容とする政治解決案を政府に提案した。これを受けて、政府は、同日この提案を国労など組合側が鉄道運輸機構を相手方とする全ての訴訟を取り下げること条件に受け入れた。

(2) 平成22年4月26日、国労は臨時全国大会を開催し、この政府提案及び条件を受け入れ、鉄道運輸機構を相手方とする全ての訴訟を取り下げる

ことを決定した。

- 2 本件とは別に、国鉄労働組合鹿児島地方本部が会社を相手方として鹿児島県地方労働委員会に申し立てていた鹿児島県昭和63年（不）第1号事件（鹿児島支店管内に勤務する国労組合員への北部九州への配転命令を争っているもの）及び国労外が会社を相手方として福岡県労委に申し立てていた福岡県昭和62年（不）第13号事件（昭和62年6月1日付け追加採用を争っているもの）は、平成22年4月14日、それぞれ申立てが取り下げられた。
- 3 国労は平成22年4月20日、当委員会に対し、「本件については、事件発生以来長時間が経過し、その間に大きな事情の変化がありました。上記再審査被申立人らは、初審申立てを維持する意思を放棄することとします。」との「上申書」を提出した。

第3 当委員会の判断

国労は上記第2の3のとおり表明しているところ、上記第2の1、2に照らすと「大きな事情の変化」があったとする合理的な背景があると認められる。したがって、再審査被申立人らは本件初審救済申立てを維持する意思を放棄したものと判断し、本件は労働委員会規則第33条第1項第7号に定める要件に該当するに至ったと解するのが相当である。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条、第56条及び第33条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成22年 5月12日

中央労働委員会

第一部会長 諏訪 康雄 .

別 表 本件配属発令及び初審における請求する救済内容の概要

再審査被申立人	昭和62年4月1日付け 配属発令		会社における原職ないし 原職相当職等 (注)		
	所属	職務箇所・職名	所属	職名	等級
A	本社	X 駅・営業係	本社財務部資材課	課員	3等級
B	本社	X 駅・営業指導係	同	主席	7等級
C	本社	X 駅・営業指導係	同	課員	6等級
D	本社	X 駅・営業指導係(※)	同	主席	7等級
E	本社	Y 駅・営業係	同	課員	3等級

※ Dは、その後、昭和63年2月8日付けでZ駅・営業指導係となる。

注 但し、昭和62年4月現在の会社組織である。